

○厚生労働省令第九十八号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一條第十二項、第四十二條の二第十項、第四十六條第八項、第四十八條第八項、第五十一條の三第九項、第五十三條第八項、第五十四條の二第十項、第五十八條第八項及び第六十一條の三第九項の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十六年八月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久  
介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令

附則第二條第一項中「であつて」を「次條第一項の規定による届出を行つたものであつて同條第三項の規定による届出を行つていないものを除く。」次項において同じ。のうちに「は、当分の間を」であつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは「に改め、請求すること」の下に「次條及び附則第四條において「書面による請求」という。」を加え、同條第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による届出を行おうとする指定居室サービス事業者等は、平成三十年三月三十一日までに、届け出るものとする。  
附則第二條の次に次の二條を加える。  
第三條 指定居室サービス事業者等（電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行える体制を有するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、当該指定居室サービス事業者等において、指定居室サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援に従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成三十年三月三十一日において、いずれも六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第二條の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

2 前項の規定による届出を行おうとする指定居室サービス事業者等は、平成三十年三月三十一日までに、届け出るものとする。  
3 第一項の規定による届出を行つた指定居室サービス事業者等であつて、当該指定居室サービス事業者等において、平成三十年三月三十一日における年齢が六十五歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに指定居室サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援に従事することとなつたものは、当該従業者に係る氏名及び生年月日を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。  
4 前項の規定による届出を行つた指定居室サービス事業者等（前條第一項の規定による届出を行つたものを除く。）は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第二條の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。  
第四條 前二條の規定するもののほか、第二條の規定にかかわらず、指定居室サービス事業者等のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。  
一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた指定居室サービス事業者等 当該障害が生じている間に行う介護給付費等の請求  
二 電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している指定居室サービス事業者等であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等の請求  
三 改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居室サービス、指定地域密着型サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行っている指定居室サービス事業者等 当

該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居室サービス、指定地域密着型サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行っている間に行う介護給付費等の請求  
四 廃止又は休止に関する計画を定めている指定居室サービス事業者等 廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等の請求  
五 その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情がある指定居室サービス事業者等 当該請求  
2 指定居室サービス事業者等は、前項の規定による届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。  
3 指定居室サービス事業者等は、第一項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の同項の規定による届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合

この省令は、公布の日から施行する。  
○厚生労働省令第九十九号  
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四條第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十六年八月十五日  
厚生労働大臣 田村 憲久  
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。  
別表第三劑薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十五号の二十三中「五・二」を「八・三」に改める。  
附則  
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二條第十四項及び第七十六條の四の規定に基づき、薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。  
平成二十六年八月十五日  
厚生労働大臣 田村 憲久  
薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

第一条 平成十九年厚生労働省令第十四号の二の一部を次のように改正する。  
第一条 中第百十九号を第百四十号とし、第百十五号から第百十八号までを二十一号ずつ繰り下げ、第百十四号を第百三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。  
百三十五 (二)ヨードフェニル(一)メチルアゼパン(三)イリ(一)H-インドール(三)イリ(メタノン及びびその塩類  
第一条 中第百十三号を第百三十三号とし、第百四号から第百十二号までを二十号ずつ繰り下げ、第百三十三号を第百二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。  
百二十三 (一)四(一)メトキシフェニル(一)ピロリジン(一)イリ(一)ヘプタン(一)オン及びその塩類

第一条 中第百二二号を第百二十号とし、同号の次に次の一号を加える。  
百二十一 (一)三(一)メトキシフェニル(一)シクロヘキシル(一)ピペリジン及びびその塩類  
第一条 中第百一号を第百十九号とし、第九十五号から第百号までを十八号ずつ繰り下げ、第九十四号を第百十一号とし、同号の次に次の一号を加える。  
百十二 メチル(一)ニ(一)フルオロペンチル(一)H-インドール(一)カルボキサミド(一)ニ(一)メチルブタノアト及びびその塩類

